

|           |       |
|-----------|-------|
| (7月1日現在)  | (6月中) |
| 人口・33,175 | 出生・46 |
| 男・15,943  | 死亡・29 |
| 女・17,232  | 転入・54 |
| 世帯・6,649  | 転出・89 |

## 災害を克服するため

### 地域防災計画を作成

#### 市内の危険か所十五か所

うっとうしい上空が続きました。水害の季節がやって来ましたが、先日も西日本一帯は台風二号のため、手痛い被害を受けています。集中豪雨として台風と、自然の暴力に奪われる財物は毎年驚くほどの額にのぼっており、

しかも何物にも替え難い尊い人命も、そのたびにいくつか奪われているのです。災害を防ごう、災害を克服しよう、カット写真は42年に行なわれた大がかりな防災訓練中ノ口川堤防で

本市もその例にもれず、ほ一害に見舞われており、その被害額も大部分が億を超える額と、次のようになっています。参考までに過去十年間に本市を襲った災害のおもなものをひらいてみると、次のようになります。

|   |                                  |                                     |                                 |                                 |   |  |   |
|---|----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---|--|---|
| 被害額一〇億〇〇〇万円<br>死者一、重軽傷者三五<br>▽昭和三八・一・二三<br>豪雪 | 被害額 四億六〇〇〇万円<br>▽三九・六・一六<br>新潟地震 | 被害額一四億一七六二万円<br>▽昭和四〇・九・一七<br>台風二四号 | 被害額 五三〇〇万円<br>▽昭和四一・七・一七<br>被害額 | 被害額 九六九五万円<br>▽昭和四二・八・二八<br>被害額 | 被害額一〇億一〇〇〇万円<br>▽昭和四四・八・一二<br>▽昭和四四・八・一二<br>ゲリラ集中豪雨 | 被害額 三億二〇〇〇万円<br>市はこのような災害から市民を守り市を守ろうと、このほど「白根市地域防災計画」を作り、去る六月二十七日厚生会館で開かれた第一回防災会議から、この防災計画に従って新しく防災に取り組むことになりました。 | この防災計画は、暴風、豪雨、出水をはじめ、豪雪、地震、大火などが発生したときいち早く防災体制を整えて、 |
|---|----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---|--|---|

### 水防資材を備蓄

#### 一万一に備え避難所を指定

#### 予防計画

1. 避難計画  
豪雨による河川の増水、低地帯の湛(たん)水などで災害の発生が予想される場合は避難の予告または勧告をして

安全な地帯への誘導をはかる。この場合、同計画書に指定されている避難場所は、次のとおりです。  
●市内各小、中、高校・市内各保育園・市内各寺院・産業厚生会館・青年教育センター  
●市役所  
42・8・28水害ハシ舞地内

2. 水害に対する予防計画  
●市街地の排水  
異常降雨などによる市街地の湛(たん)水排除のため、年次計画により下水道の整備に努めているが、当面排水幹線の障害物除去に当たる。  
●農耕地の排水  
農耕地の排水については、土地改良区が主体となつて行なうが、集中豪雨などにより改良区において排除しきれないときは、関係機関と協議して市も排除に努める。  
●水害危険区域の監視  
異常降雨などのため、河川の水位が上昇し、または信濃川、中ノ口川について水防警報が発令された場合は、市長はあらかじめ指定された危険区域ごとに、監視の職員または消防団員を配置する。(危険区域ハシ舞地、次郎右エ



### 白根 六分分遣所が完成

白根、味方、月湯、中之口の三村で組織している広域消防「白根地区消防署」に六分分遣所が完成し七月一日現場で開所式が行なわれた。この分遣所は木造平屋建て六十坪、五九平方メートルで消防自動車一台と職員八名が二交替で常駐しており、万一の場合はいつでも駆けつけられる体制をとっています。また、同分遣所にも近く急教車が配置されることになっており、今後は消防業務だけでなく、急教業務も同所で行なうことになり、地域住民から期待が寄せられています。写真は七月一日から業務を開始した六分分遣所

#### 応急対策

災害が発生し、または発生するおそれのあるときは、適切に処理するため次によって応急対策を講ずる。

1. 災害対策本部の設置
2. 発生被害の拡大防止
3. 発生被害の拡大防止
4. 道路、橋りょうその他公共施設の応急復旧
5. 避難所の設置
6. 電気、ガス、水道、通信等の応急復旧
7. 食糧および飲料水の確保
8. 近き既設給水施設を利用して行なう。飲料水は、まず水源を確保して簡易給水タンク車等で給水に当たる。
9. 衣料寝具および生活必需品の供給
10. 応急仮設住宅の建築および応急修理
11. 医療、助産および救出
12. 緊急清掃および防疫対策
13. 死体のそうさく、ならびに埋葬計画
14. 農産物の被害防除計画
15. 教育施設の緊急確保
16. 復旧資材、救助物資の緊急輸送
17. 公安警備計画
18. 被害報告および被害調査計画
19. 自衛隊派遣の要請

